

「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」 一部改正（案） 新旧対照表

改正案	現行
空乗第 181 号 平成 8 年 10 月 1 日 (略) <u>国空安政第 2310 号令和 4 年 12 月 26 日（一部改正）</u>	空乗第 181 号 平成 8 年 10 月 1 日 (略)
超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について	超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について
1.・2. (略)	1.・2. (略)
3. 定 義 本通達における用語の定義は以下のとおりとする。 1) 超軽量動力機、ジャイロプレーン 通達「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 22 日、国空機第 1231 号) に定める要件に適合する超軽量動力機、ジャイロプレーン。当該要件に適合しないものにあつては、通達「航空法第 28 条第 3 項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」(空乗第 115 号、平成 7 年 6 月 16 日) 等に定めるところによるものとする。 2)～8) (略)	3. 定 義 本通達における用語の定義は以下のとおりとする。 1) 超軽量動力機、ジャイロプレーン 通達「超軽量動力機又はジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」(平成 14 年 3 月 22 日、国空機第 1231 号) に定める要件に適合する超軽量動力機、ジャイロプレーン。当該要件に適合しないものにあつては、通達「航空法第 28 条第 3 項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」(空乗第 115 号、平成 7 年 6 月 16 日)、<u>通達「ホームビルト機に係る法第 28 条第 3 項の飛行許可について」(空乗第 255 号、昭和 51 年 5 月 1 日)</u> 等に定めるところによるものとする。 2)～8) (略)
4.・5. (略)	4.・5. (略)
6. 許可条件 1) 第 1 段階の許可に関する条件 ①・② (略) ③ 昼間、かつ、有視界<u>飛行方式による飛行</u> <u>(航空法第 94 条ただし書に規定する場合の飛行を除く。以下同じ。)</u> に限る。 ④～⑥ (略) 2) 第 2 段階の許可に関する条件 ① (略)	6. 許可条件 1) 第 1 段階の許可に関する条件 ①・② (略) ③ 昼間、かつ、有視界<u>気象状態における</u>飛行に限る。 ④～⑥ (略) 2) 第 2 段階の許可に関する条件 ① (略)

「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」 一部改正（案） 新旧対照表

改正案	現行
② 昼間、かつ、有視界<u>飛行方式による</u>飛行に限る。 ③～⑥ （略）	② 昼間、かつ、有視界<u>気象状態における</u>飛行に限る。 ③～⑥ （略）
7. ～9. （略）	7. ～9. （略）
10. 申請書の提出先 1) （略） 2) 飛行場所が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 <u>3-1-41</u> <u>大手前</u>合同庁舎 大阪航空局保安部運航課	10. 申請書の提出先 1) （略） 2) 飛行場所が、愛知県、岐阜県、富山県以西の場合 〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前 <u>4-1-76</u> <u>大阪</u>合同庁舎 <u>第 4 号館</u> 大阪航空局保安部運航課
11. ～19. （略）	11. ～19. （略）
<u>20. 附 則</u> <u>1) 施行日 この通達は、令和 4 年 12 月 26 日から適用する。</u> <u>2) 経過措置</u> <u>① 本通達の施行の際現に許可を受けているものについては、なお従前の例によるものとする。</u> <u>② 本通達の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、本通達による改正前の通達に定める手続きを行うことができる。この場合において、許可条件は、なお従前の例によるものとする。</u>	